

新規事業採択時評価結果（平成18年度新規事業化箇所）

担当課：道路部 地域道路課  
担当課長名：吉田 雅文

事業の概要

事業名	町道 川原畑線	事業区分	町道	事業主体	群馬県長野原町
起終点	自：群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑 至：群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑		延長	1.5 km	
<p><b>事業概要</b></p> <p>町道川原畑線は、平成22年度完成を目指すハツ場ダム事業に伴い水没する川原畑地区の移転代替地の幹線道路であり、延長1.5 kmの2車線道路である。</p>					
<p><b>事業の目的、必要性</b></p> <p>本路線は、平成22年度完成を目指すハツ場ダム事業に伴い水没する川原畑地区の代替地の幹線道路である。ダム事業により水没する現道の機能補償と併せて、新しい川原畑地区の幹線道路に相応しい道路として整備を行うものである。</p>					
全体事業費	2.5 億円		計画交通量	800台/日	
<p><b>事業概要図</b></p>					

事業評価結果

費用対便益	B/C	1.3	総費用： 2.4 億円 （事業費： 2.2 億円 維持管理費： 0.2 億円）	総便益： 3.0 億円 （走行時間短縮便益：2.6 億円 走行費用減少便益：0.4 億円 交通事故減少便益： 0 億円）	基準年	平成17年																																
	<p><b>事業の影響</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車や歩行者への影響</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>渋滞対策</td> <td>-</td> <td>注目すべき影響はない</td> </tr> <tr> <td>事故対策</td> <td>-</td> <td>注目すべき影響はない</td> </tr> <tr> <td>歩行空間</td> <td></td> <td>歩行者の安全性の確保（幅員3.0mの歩道が片側に設置される。）</td> </tr> <tr> <td>社会全体への影響</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民生活</td> <td></td> <td>ハツ場ダムにより水没する川原畑地区の移転代替地の幹線道路であり、住民生活にとって必要な道路である。</td> </tr> <tr> <td>地域経済</td> <td>-</td> <td>注目すべき影響はない</td> </tr> <tr> <td>災害</td> <td>-</td> <td>注目すべき影響はない</td> </tr> <tr> <td>環境</td> <td>-</td> <td>注目すべき影響はない</td> </tr> <tr> <td>地域社会</td> <td></td> <td>川原畑地区の移転代替地の幹線道路であり、地域コミュニティの維持・形成に寄与する。</td> </tr> </tbody> </table>						評価項目	評価	根拠	自動車や歩行者への影響			渋滞対策	-	注目すべき影響はない	事故対策	-	注目すべき影響はない	歩行空間		歩行者の安全性の確保（幅員3.0mの歩道が片側に設置される。）	社会全体への影響			住民生活		ハツ場ダムにより水没する川原畑地区の移転代替地の幹線道路であり、住民生活にとって必要な道路である。	地域経済	-	注目すべき影響はない	災害	-	注目すべき影響はない	環境	-	注目すべき影響はない	地域社会	
評価項目	評価	根拠																																				
自動車や歩行者への影響																																						
渋滞対策	-	注目すべき影響はない																																				
事故対策	-	注目すべき影響はない																																				
歩行空間		歩行者の安全性の確保（幅員3.0mの歩道が片側に設置される。）																																				
社会全体への影響																																						
住民生活		ハツ場ダムにより水没する川原畑地区の移転代替地の幹線道路であり、住民生活にとって必要な道路である。																																				
地域経済	-	注目すべき影響はない																																				
災害	-	注目すべき影響はない																																				
環境	-	注目すべき影響はない																																				
地域社会		川原畑地区の移転代替地の幹線道路であり、地域コミュニティの維持・形成に寄与する。																																				
事業実施環境			水源地域対策特別措置法に位置づけられている。																																			

採択の理由

費用対便益が1.3となり、便益が費用を上回り、事業採択の前提条件が確認できる。

当該箇所は、ハツ場ダム事業に伴い水没する移転住民の生活再建を支援するものであり、事業実施の必要性が高いと判断できる。

以上により、本事業を採択した。

総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したものの。

関係する地方公共団体等の意見

平成2年12月に群馬県と建設省ハツ場ダム工事事務所（当時）が作成した「地域居住計画」に、町道の幹線道路として位置づけられており、平成4年7月に町、県、国の3者で締結した「ハツ場ダム建設事業に係る基本協定書」において、「地域居住計画の内容について町・県・国は地元関係者と十分調整のうえ誠意をもって実施する」としている。

事業採択の前提条件

便益が費用を上回っている。  
円滑な事業執行の環境が整っている。